

京都市消防局訓令甲第5号  
各 部  
消防団・自主防災推進室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市消防局長 名畑 徹

第43条を次のように改める。

(火災警報等発令時の実施事項等)

第43条 局長は、法第22条第3項に規定する火災に関する警報（以下「火災警報」という。）又は条例第29条の2に規定する火災に関する注意報（以下「火災注意報」という。）が発せられたときは、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 発令の通知
- (2) 報道機関、各種団体等への情報提供
- (3) 懸垂幕（第20号様式）の掲出
- (4) その他必要と認める事項

2 署長は、前項第1号に規定する発令の通知を受けたときは、消防団員への連絡のほか、別表第4に定める事項について実施し、及び指導するものとする。

第44条の見出し中「火災警報等発令時」を「火災警報解除時」に改め、同条を次のように改める。

第44条 局長は、火災警報が解除されたときは、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 解除の通知
- (2) 報道機関、各種団体等への情報提供

2 署長は、前項に規定する解除の通知を受けたときは、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 消防団員への連絡
- (2) 各種団体等への情報提供

別表第4を次のように改める。

別表第4（第43条関係）

区 分	火災注意報	火災警報
実施事項	(1) 懸垂幕の掲出 (2) 巡回広報の実施 (3) その他必要な事項	(1) 懸垂幕の掲出 (2) 巡回広報の実施 (3) 各種団体等への情報提供 (4) 条例第57条第1号及び第2号の規定による届出を行った者への連絡 (5) その他必要な事項
指導事項	(1) 火気を使用する場所付近の可燃性の物品を除去すること (2) 火気を使用しているときは、その場を離れないこと (3) 同時に多量の可燃性の物品を燃やさないこと (4) 十分な消火の準備をすること (5) 確実に消火すること (6) その他必要な事項	(1) 条例第30条各号に掲げる事項 (2) その他必要な事項

第20号様式備考以外の部分中、「第44条関係」を「第43条関係」に、「掲示板及び懸垂幕」を「懸垂幕」に改め、同備考2中「、掲示板にあつては」及び「とし、懸垂幕にあつては、縦640cm、横80cm」を削り、「がたい」を「難しい」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部予防課)